

鶏卵の表示に関する公正競争規約一部変更 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変 更 後	現 行
(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第31条第1項</u>の規定に基づき鶏卵の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 第2条～第14条 （略）	(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第11条第1項</u>の規定に基づき鶏卵の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 第2条～第14条 （略）

附 則

この規約の変更は、規約の変更について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。